

平成 26 年度事業計画書

1. 基本方針

東日本大震災より、3 年 3 ケ月が経過し、応急的な復旧段階から、本格的な復旧・復興事業（津波対策、復興まちづくり、復興住宅の整備等）が着手されているが、復興が進む中で、新たな課題（資材不足、人手不足、用地買収の困難性等）が出現し、完成が大きくずれ込んでいる。国の集中復興期間が平成 27 年度となっているが、それ以降の国の支援継続が不可欠な情勢である。

当協会も、仙台法務局発注の地図の修正作業（街区単位修正作業、境界復元作業、震災復興型登記所備付地図作成作業（折立地区））を始め、復興事業を側面から全面的にバックアップしてきた。引き続き、復興事業の基礎となる地図整備作業に全力で取り組んでいく。

当協会も公益法人に移行して 2 期目のスタートをきる。今期は、当協会の公益事業が、法令に則って適正に運営されているか、運営実態を確認する県の「立入検査」が実施される予定である。協会運営について、常に社会貢献を意識し、新公益法人制度のキーワードである「法人自治」と「自己責任」をベースに、ガバナンス、法令をはじめとする規則の遵守、そして情報公開を通じて説明責任を果たし、より県民に開かれた透明性の高い運営を心掛けていく。また今期は、役員改選の時期である。若い人材を確保し、現執行部の若返りを図るための準備期間と位置づけ、変化に対応できる持続可能な組織体制を目指す。

公益目的事業の具体的内容を以下に示す。

1. 公共嘱託登記に係る受託事業

従来の官公庁からの受託業務はもとより、被災した道路・河川の復旧工事や高台移転等に伴う分筆登記業務等、国、県、市町村の行う震災復興関連の公共事業に伴う調査・測量・嘱託登記手続きの実施

2. 法務局備付となる地図の作成受託事業

従来の地図混乱地域解消のための登記所備付地図作成作業、並びに東日本大震災で歪みの生じた地域における登記所備付地図修正作業の実施

3. 登記基準点設置事業

宮城県内の登記基準点が、震災に起因する毀損・亡失・地殻変動により被害を受けており、震災後の新成果（座標値）に改める作業実施

4. 境界や公共嘱託登記に関する普及啓発事業

官公署主催の研修会への講師派遣を初め、県民対象の登記関連シンポジウム等の開催

5. 公共嘱託登記事務及び調査測量並びに地図に関する研修事業

当協会が業務を通じて長年培ってきたノウハウや、膨大な地籍情報、基準点情報や地図、地積測量図、丈量図、杭情報、立会情報を活用して、災害時における筆界復旧のための対応策の研究をはじめ、他団体とも協働して、不特定多数者の多様なニーズに応える研究を進めていく。現在も参加している「宮城県災害復興支援連絡会」に、組織として積極的に参加する

2. 平成 26 年度事業計画

《総務・広報関連》

- ・ 公益社団法人ガバナンスの充実
 1. 各種規則の整備
 2. 事務局体制の検討
 3. 法人運営のための情報収集及びスキルアップのための各種説明会、研修会の参加
 4. 県民、官公署からの相談業務をスムーズに受けるための体制整備
 5. 公嘱ニュースの発行（内容の充実）
 6. 公益法人に対応したホームページの更新
 7. 社員向けの情報の発信
 8. 関係団体と情報を密に行う
 9. 県民を対象としたシンポジウムの企画
 10. 総務等運営マニュアルの作成

《経理関係》

1. 公益法人会計基準に沿った適正な会計処理を行う。
2. 支出に関する更なる見直しを行う
 - ・ 事務経費について、無駄を省き継続的に努力する。
 - ・ 公益法人に対応した透明性の高い支出を明確にする

《業務関係》

1. 公益法人における業務処理体制の整備
2. 地図作成・地図修正作業業務の効率的な対応検討
3. 公益目的事業遂行のための社員研修
4. 研修会への講師派遣
5. 登記基準点の改測